

## 弁護団声明その2

(広島高裁（異議審）による不当決定に対する弁護団としての方針について)

2021年（令和3年）3月23日  
伊方原発運転差止山口裁判弁護団

1 2021年3月18日、広島高等裁判所第4部（横溝邦彦裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、伊方原子力発電所3号機（以下「伊方原発」という。）の運転差止めを認めた2020年1月17日付広島高等裁判所即時抗告審決定を取り消し、住民らの申立て（抗告）を棄却する不当決定（以下「本件決定」という。）を出した。

2(1) 本件決定の最大の問題点は、2021年3月18日付弁護団声明で述べたとおり、科学の不定性が存在する場合（あるリスク評価に対する専門家同士の判断に論争がある場合）に、裁判所が専門的知見を有していない等の理由で、住民側に人格権侵害の具体的危険の立証責任を負わせている点である。しかし、科学の不定性が存在する以上、具体的危険の立証は不可能である。要するに、本件決定は、事実上、民事差止めによる救済の途を閉ざした点にある。

これは、福島第一原発事故前に出された平成4年最高裁決定の趣旨に明確に反するものである。本件決定は、民事訴訟が、平成4年最高裁決定の出された行政訴訟とは異なることを理由として挙げているが、我が国の行政訴訟は、原告適格論や訴えの利益論などによって十分な救済が図られないうえ、原発の設置変更許可取消訴訟等については、「基本設計論」という、審理の対象を極めて限定的に解する考え方が採用されているため、救済の途が著しく狭められている。

そのうえ、さらに民事差止め訴訟の途まで閉ざそうという本件決定は、福島第一原発事故の反省に何も学ばず、同事故の犠牲者、そして今なお避難を強いられる多くの人々の心情までも逆なでする暴挙というほかない。

(2) 福島第一原発事故から10年が経過したこの時期に、このような時代錯誤な決定が出されたことに対しては、当弁護団は、強い憤りを禁じ得ないし、法曹の一員として、司法に対する国民の信頼が大きく損なわれたことに深い憂慮を覚えざるを得ない。

(3) また、本件決定は、活断層や火山事象といった各論においても、総論部分で「裁判所には専門的知見がない」などと述べながら、実体判断代置的に、極めて稚拙な素人的知見を用いて住民側が主張した科学的根拠を退けるかのような判断を行うという矛盾・過ちを犯している。

(4) さらに、本件については、仮処分手続とはいえ、住民方に十分な反論の機会を与える、主張や立証を厳しく制限し、上記のような判断枠組みを用いることを秘したまま「住民方は具体的危険の存在を立証できなかった」という判断を行ったという訴訟指揮にも、当事者間の公平や裁判を受ける権利等の観点から大きな問題がある。

3 本件決定は、抗告審決定と真逆の思考態度であり、抗告審決定に関与した裁判官2人

を含む合議体で本件決定がなされたことは奇異というほかなく、果たして合議が適切に機能したのかすら疑問を抱かざるを得ない。

- 4(1) 当弁護団は、このような不当決定は絶対に容認できず、本件決定に対して、最高裁判所での是正を図るべく、特別抗告あるいは許可抗告を申し立てるという選択肢も考え得るところである。

しかしながら、本件決定はあくまでも仮の処分であり、本案訴訟（山口地方裁判所 岩国支部 平成29年（ワ）第112号）でその誤りを正す途が十分に残されているほか、数々の事実誤認が存在する本件決定の誤りを正す場として、法律審である最高裁判所は、必ずしも最適とはいえない。

- (2) 他方で、本件決定が採用した判断枠組みは、前述のとおり、最高裁判例の趣旨に反する、明らかに常軌を逸したものであり、最高裁判所の判断を待たずとも、今後他の裁判所が本件決定に追随するような判断を行うことは、およそ考え難い。
- (3) 当弁護団は、本案訴訟において勝訴判決を獲得すべく、同訴訟に総ての力を傾注し、十分な立証と徹底審理を求め闘う所存であり、このことこそが、本件原発を差し止め最善の道であると確信する。

- 5 福島第一原発事故後10年が経過した現在も、脱原発を求める声は国民の半数を超えており、このような国民の声を裁判所に届けるためには、伊方原発周辺の地域住民だけでなく、より幅広い市民との連携も不可欠である。実際に、全国に目を向ければ、このような声に真摯に耳を傾ける裁判所の判断も複数出されている。当弁護団は、そのような成果を踏まえつつ、市民と一体となって、伊方原発が廃炉になるその日まで、闘いを止めないことを誓う。

以上